

(お知らせ)

グリーン購入法に係る特定調達品目及びその判断の基準等の
見直しの概要(案)に対する意見の募集について

平成20年12月8日(月)

総合環境政策局環境経済課

直 通：03-5521-8229

課 長：石飛博之(6260)

課長補佐：原田和幸(6251)

担 当：佐藤仁泉(6275)

吉田杏子(6270)

三島輝紀(6291)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める、コピー用紙等の特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)をとりまとめましたので、これについて、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施します。

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づき閣議決定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(基本方針)に即して、国等の各機関では、平成13年4月より、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を定めて環境物品等の調達を推進しています。

基本方針に定められる特定調達品目(国等の各機関が重点的に調達を推進する環境物品等の種類)及びその判断の基準等については、物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくこととしています。本年度につきましても、提案募集を実施し、いただいた提案を参考としながら検討を行い、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を作成しました。

今回見直しとなる特定調達品目のうち、コピー用紙については、本年1月に古紙偽装問題が発覚したことを受け、環境省は、各製紙会社に対して再発防止と環境対応策の指示及び現行基準を満足するコピー用紙の生産を要請してきました。この要請に対し、各製紙会

社は現行基準を満たす製品供給を実現し、政府機関は基準を満足する製品の調達を極力行っています。他方、地方公共団体や民間事業者さらには国民の皆様においては、環境に優しいコピー用紙を購入したいという強い需要がありますが、こうした需要に対応する供給体制は十分に整っていないのが現状です。また、地球規模の森林減少が続いていること、温室効果ガスの吸収源である健全な森林の増加が遅れていることなど、持続可能な森林経営への取組は、必ずしも順調には進んでおらず、これらの取組を木材の需要面の強化を通じて推進していく必要があります。

そこで、コピー用紙の原料として古紙を引き続き最優先して利用していく方針は堅持しつつ、環境に優しいパルプの供給力、各製紙会社の環境配慮への技術力及び消費者が求める紙の品質に応じて、古紙に加え、森林認証材、間伐材、未利用材等、環境に配慮した原料についても限定的に利用することができることとし、さらに、環境配慮の指標である白色度及び坪量（紙の単位面積当たりの重量）を加えた総合評価指標の導入を検討してきました。そして、この総合評価指標の計算式に、各指標の数値を代入して算出し、一定以上のポイントを獲得した製品が基準を満たす製品とすることを提案しております。こうしたコピー用紙に係る判断の基準の見直し案をはじめ、約50品目の特定調達品目の見直しをしました。

つきましては、最終的なとりまとめの参考とするため、本案に対する国民の皆様から広く御意見を募集（パブリック・コメント）します。

**「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める
特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)について**

特定調達品目及びその判断の基準等については、「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)」において、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものと定められています。

その検討の参考とするため、物品及び役務については環境省及び経済産業省、公共工事については環境省、国土交通省及び経済産業省が共同で、特定調達品目に関する提案の募集を実施したところ、本年度は約60件のご提案をいただきました。これに昨年度までのご提案のうち継続的に検討することとした約50件のご提案を加え、合計約110件のご提案等を対象とし、「基本方針」に定める基本的考え方^(注)に基づき、必要に応じて提案者又は関連の業界団体からのヒアリング等を実施しつつ、関係府省等が共同で、特定調達品目及びその判断の基準等の検討を行ってきました。また、各府省等との協議を踏まえ、別添のとおり特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの概要(案)を取りまとめました。

○見直しを行う主な点

平成20年2月に閣議決定した「基本方針」から見直しを行う主な点は以下のとおりです。

分 野	見 直 し の 内 容
紙類	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー用紙判断の基準を見直し(参考資料 参照) ・ ジアゾ感光紙を品目から削除
文具類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「梱包用バンド」(紙及びプラスチック製品)を品目として追加 ・ ダストブロワーに係る1年間の経過措置の終了
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大部分の材料が金属類」の棚、収納用什器に係る「単一素材分解可能率」を見直すとともに、棚板に係る機能重量、単一素材分解可能率及び環境配慮設計を同時に満足する基準を設定
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・ コピー機等について、これまで基準を設定していなかった区分の基準エネルギー消費効率を設定 ・ 一次電池について、JIS規格の見直しに伴う修正(防災備蓄用品の一次電池についても同様)
移動電話	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「移動電話」を新規分野として設定し「携帯電話」及び「PHS」を品目として追加
家電製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電子レンジ」を品目として追加 ・ テレビジョン受信機のうち、液晶テレビ及びプラズマテレビを多段階評価基準の4つ星以上に修正 ・ 電気便座は省エネルギー法の見直しに伴い2012年度のトッ

	プランナー基準に修正
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明器具用の蛍光ランプに関する備考を追記
自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象範囲にプラグインハイブリッド自動車及び水素自動車を追加 ・ ディーゼル自動車に係る排出ガス基準及び燃費基準を修正
制服・作業服	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制服及び作業服について、判断の基準を見直し（環境負荷低減効果が確認された植物を原料とする合成繊維の追加）
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム及び太陽熱利用システムの判断の基準等を見直し ・ 「日射調整フィルム」を品目として追加
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「鉄鋼スラグブロック」を品目として追加 ・ 「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」を品目として追加 ・ 高効率モーターを使用した空調用の「送風機」及び「ポンプ」を品目として追加 ・ 「環境配慮型道路照明」の判断の基準の見直し（セラミックメタルハライドランプを追加） ・ 「再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）」及び「陶磁器質タイル」の判断の基準の見直し（無色及び茶色の廃ガラスびんを再生材料から除外） ・ 再生材料として各種汚泥（熔融スラグ及び焼却灰含む）を使用している 5 品目における重金属等の含有・溶出に関する記載の統一化 ・ 「下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）」及び「再生材料を使用した型枠」の判断の基準の表記の見直し
役務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「機密文書処理」を品目として追加 ・ 印刷の判断の基準等を見直し ・ 清掃の判断の基準等を見直し（古紙のリサイクル配慮について明記） ・ 輸配送の配慮事項を見直し（自動車 NOx・PM 法の対策地域内の車両の乗り入れについて明記）

※ 省エネルギー法の多段階評価制度の基準改定を踏まえて、見直しを行う。

(注)「基本方針」に定める基本的考え方

環境物品等の調達に関する基本方針(抜粋)

2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

(1) 基本的考え方

ア. 判断の基準を満たす物品等についての調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとにその判断の基準を満たすもの(「特定調達物品等」という。)について、それぞれの目標の立て方に従って、毎年度、調達目標を設定するものとする。

イ. 判断の基準等の性格

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。

また、すべての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるものであり、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものである。したがって、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであるので、品質、機能等、調達される物品等に期待される一般的事項及び適正な価格については別途確保される必要があるのは当然である。

ウ. 特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状

況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ. 公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し、長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため、公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

紙類に係る判断の基準等について（案）

古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめ¹（平成20年6月）の内容を踏まえ、紙類に関する判断の基準及び配慮事項の見直しのため、以下の4つの項目について考え方の整理を行った。

- 環境に配慮された原料を使用したパルプの考え方
- 損紙の扱いに係る考え方
- 用途を踏まえた品目分類に係る考え方
- 総合評価指標に係る考え方

整理の結果、製品に求められる基本的な品質、機能等の確保を前提に、グリーン購入の対象となるコピー用紙について、総合評価指標を導入した新たな判断の基準を採用することとした。

1. 環境に配慮された原料を使用したパルプの考え方

循環型社会の形成を進め、森林の減少を極力抑制するためには、紙類及び紙製品への古紙パルプの使用は重要な課題であり、引き続き積極的に古紙を利用する必要がある。個々の紙製品には古紙パルプ配合率が100%の製品も多数供給されているが、紙の生産全体をみると一定量の木材や非木材から直接作られたパルプ（一般的にバージンパルプといわれている²）の投入が必要³であり、こうした木材資源の利用にあたっては、適切な環境配慮が必要である。

古紙偽装問題を受けて、実施した特定調達品目検討会最終とりまとめ（案）に対するパブリックコメントにおける環境に配慮された製紙原料に関する国民からの主な意見は、

- 古紙をこれまで同様、可能な限り利用すべき
- バージンパルプを利用するなら、製材・合板工場からの端材、建築廃材、人工林からの間伐材や林地残材のみとすべき
- 森林認証材すべてを認めるべきではない、あるいはFSCの認証材に限るべき

¹ http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/h20com_r1/main.pdf

² 世界各国のタイプIの環境ラベルで“virgin pulp”や“virgin fibre”の用語が使用されている。例えば、EUのEco-labelや北欧のノルディックスワンでは“virgin fibre”が、アメリカのグリーンシールでは“virgin pulp”が用いられており、また、各種学術論文等においても同様に用いられている。このため、本資料においても木材や非木材から直接作られたパルプの呼称として一般的に用いられている「バージンパルプ」を使用することとする。

³ 紙はリサイクルを繰り返すことにより品質の低下を招くものの、一般的に3～5回程度のリサイクルが可能であることから、永続的にリサイクルを進めるためには、平均的な1回の生産当たり20%～33%程度のバージンパルプの投入が必要と考えられる。

- 植林木すべてを認めるべきではない
- 間伐材の利用促進を図るべき

などとなっている。

こうした意見・要望等を踏まえながら、今後は、当面の紙の需要を満たしつつ、事業者・消費者双方が持続可能な森林経営に向けて一步ずつ着実な進展を図ることが特に重要である。

また、国内唯一の ISO14024 に準拠したタイプ I 環境ラベルであるエコマークにおいては、現在、情報用紙の基準書の改定案として、環境に関する基準項目である「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて利用されるパルプ」の追加が検討されている。

このような状況から、現段階における環境に配慮された木材資源から生産されたパルプに係る定義については、国民の意見や先に検討されているエコマークでの情報用紙での議論を踏まえ、次のとおり整理した。

なお、環境に配慮された原料を使用したパルプのうちバージンパルプに係る以下の②、③及び④の要件については、現段階での過渡的な整理である。持続可能な森林経営の考え方や森林認証材に係る国際的な合意形成の進展状況を勘案し、適宜必要な見直しを行う必要がある、引き続き検討を行っていく。

【環境に配慮された原料を使用したパルプ（案）】

① 古紙パルプ

バージンパルプの原料とされる原木については、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであって、次のいずれかの要件を満たすこと。

② 森林認証材パルプ

③ 間伐材パルプ

④ ②～③以外の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ^{※1}

※1「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」：森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて利用されるパルプ、及び、資源の有効活用となる再・未利用木材^{※2}を調達するとの方針に基づいて利用されるパルプ（以下「その他の持続可能性を目指したパルプ」という。）

※2「再・未利用木材」：廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）、廃植物繊維

なお、森林認証材及び間伐材については、林野庁において検討中の管理のあり方が整理され次第、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に

準じた形でコピー用紙に係る判断基準の備考欄の記載を改める。また、パルプの種類ごとの利用量の算定方法として、工場単位のクレジット方式⁴を用いるが、その詳細については、別途整理し、定めることとする。

【別途整理が必要な項目】

- 間伐材等の定義の明確化及び検証方法
- クレジット方式、トレーサビリティの構築など（図1参照）



図1 国内針葉樹を中心としたパルプ原料のフロー図

日本製紙連合会作成資料より抜粋

2. 損紙の扱いに係る考え方

現在広く一般に利用されている古紙パルプ配合率の算定式には、損紙の配合されている量が計算に入っていないことから、製紙工程における損紙の投入について何らかの対応が必要ではないかとの指摘がなされている。

○ 古紙パルプ配合率の算定方法

⁴ 森林認証材の例では個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定時期に製造された製品全体について、当該時期を通じた認証材と非認証材との調達量に応じて認証材が等しく使われていると見なす方式をいう。紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由から採用されている。

$$\text{古紙パルプ配合率} = \frac{\text{古紙パルプ}}{(\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ})} \times 100 (\%)$$

紙の製造工程における損紙は、大きく「ウェットブロック」「ドライブロック」及び「仕込損紙」の3つのルートに分けられる(図2参照)。製紙メーカーごとに各損紙の定義は若干異なっているものの、ウェットブロック及びドライブロックは、概ね同一工程内を循環・回流する損紙であり、再び投入することによって製品の古紙パルプ配合率に大きな変化を及ぼさない。

一方、仕込損紙については、製品化されたものや他の抄紙機から投入されるものであり、製紙メーカーにおいても極力削減努力を行っているところである。このため、損紙の利用可能数量などを定める必要はないが、特定の生産ロットに対して、損紙のみを投入することも可能であることから、製紙メーカー各社において、自主的に損紙に関する情報を開示または第三者による監査・評価を受けるべきである。

製紙連合会のとりまとめた古紙パルプ等配合率検証制度の中では、抄紙工程での確認項目として工場内損紙の発生量の確認や、古紙パルプ及びバージンパルプの使用量が確認項目となっていることから、これらの整合を十分確認する必要がある。

【対応方針】

- 各社が集計可能な対象範囲・期間における、全損紙または仕込損紙の投入状況(投入量及び投入パルプに占める仕込損紙割合)についての情報開示または第三者による監査・評価の有無の確認
- 通常に比べ相当程度全損紙または仕込損紙量が多い場合はその理由等について提示を求める

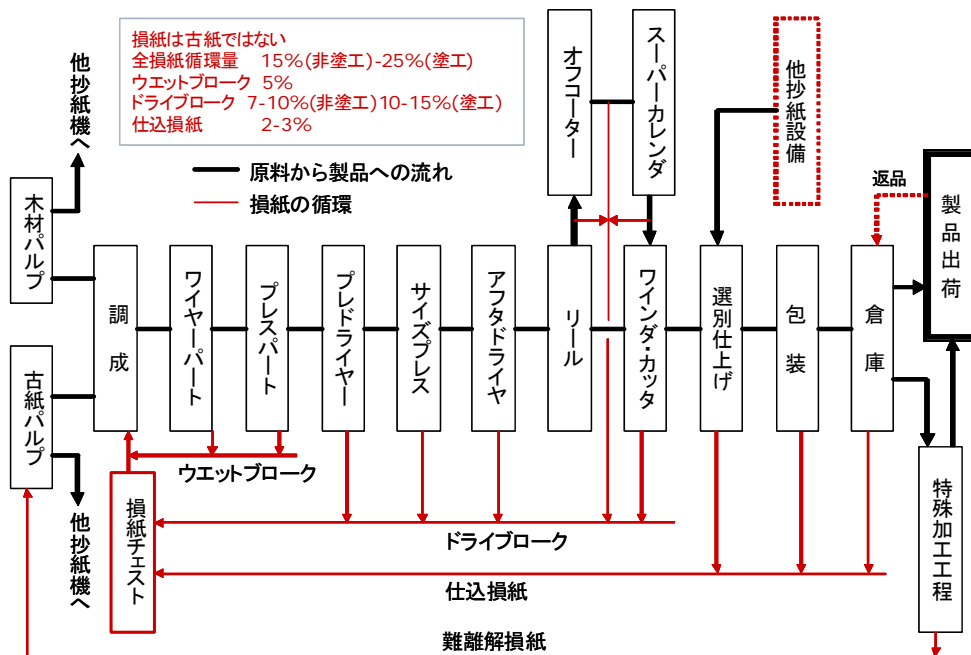


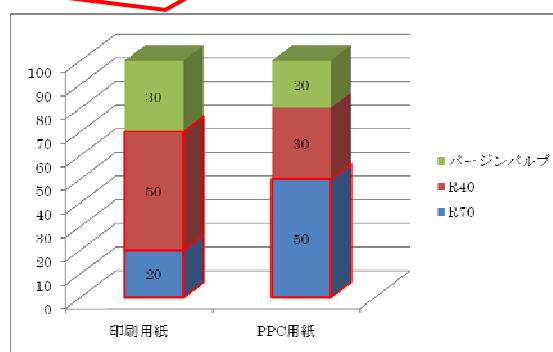
図2 抄紙機と損紙の循環

3. 用途を踏まえた品目分類に係る考え方

紙として必要な仕様は、用途によって異なり、例えば、国等の機関において使用する印刷用紙は、多くの場合それほど高い印刷適性に関する品質を求められないもの（一般の報告書、広報用のポスター・パンフレット等）と考えられるが、一部要求品質の高い場合も存在している。このため、現行の印刷用紙の品目を用途によって適切に分類し、品目ごとに適切な古紙パルプ配合率や白色度、塗工の有無等の判断の基準を設定することについて検討を行った。

要求される品質が異なる種類ごとに細かく品目を設定し判断の基準を定めることで、当該品目に適したグレードの古紙利用が推進されるとともに、歩留まりの低下、脱墨・漂白のための薬品投入、エネルギーの使用、水質汚濁等による環境負荷の増大を抑制することが期待される。また、グレード毎の古紙利用の促進により日本製紙連合会の 2010 年度における古紙利用率の目標である 62%の達成に資するものでもある。

	新利用率目標 と内訳	直近の 利用率
紙	42%	37%
新聞用紙	77%	75%
印刷情報用紙	35%	27%
(中質系)	63%	57%
(上質系)	23%	13%
包装用紙	11%	5%
衛生用紙	53%	53%
雑種紙	2%	2%
板紙	94%	92%
紙・板紙計	62%	60%



しかしながら、印刷用紙を用途によって分類することについては、現段階において、次のような課題もある。

- 主要製紙メーカーへのヒアリングでは、グリーン購入を進めていく上での印刷用紙の品目分類は現行のままで問題はないとする意見と適切な細分化を行うことが望ましいとする意見が出されており、意見が分かれている
- 国や地方公共団体等から発注される印刷物の用途は極めて多岐にわたっており、さらに実態把握を行った上で品目の細分化及び当該品目に対応する判断の基準等を検討することが適当である⁵
- 現在、経済産業省が見直しを行っている生産動態調査における分類の結果を踏まえ、適切な品目の細分化及び当該品目の判断の基準等を検討することも重要である
- 後述の総合評価指標の導入による購入者の購買行動の変化が予測し難く、

⁵ 日本印刷産業連合会において実施したアンケート調査(日本印刷産業連合会の正会員である印刷関連団体の会員企業 601 社を対象に平成 20 年 8 月～9 月実施)

供給量の多い印刷用紙でも安定的な供給が可能かは現段階では予測し難く、コピー用紙における経験の蓄積を待つことが望ましい

これらの事情から、現段階において、印刷用紙の用途を踏まえた品目分類及び当該分類に係る判断の基準等の設定については、困難と考えられる。このため、当面は、以下のとおりの対応とする。

【対応方針】

- 平成 21 年度調達の基本方針においては、印刷用紙に係る判断の基準等は現行のとおりとする
- 印刷用紙の塗工量や白色度、生産動態調査における分類の見直し等を勘案し、後述する総合評価指標の導入を含め、次年度引き続き検討を実施

4. 総合評価指標に係る考え方

総合評価指標を導入する最大のメリットは、事業者が独自の技術力や地域性（工場の立地条件、製造ライン）、製造コスト等を勘案し、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量などの環境指標を適切に組み合わせ、それぞれの状況に合わせた環境配慮製品を生産、開発できる点にある。

また、古紙偽装問題の一因となった白色度の高さをはじめとする品質に対する過度な競争を排除し、環境価値の大小を数量的に適切に消費者に伝えることも可能となる。

各環境指標は、環境負荷低減効果が確認されている項目が選定されている。各環境指標間の重みについては、ライフサイクル上のインパクトのみによって設定されるものではなく、政策的な重要性や取組の進捗状況を踏まえて議論し、決定したものである。

このため、今後の各指標の重み付けについては、各製紙メーカーの取組状況や社会的な反響を検証し、引き続き検討・修正していくものとする。また、平成 21 年度以降、コピー用紙における実施状況等を踏まえ、印刷・情報用紙の判断の基準として順次、総合評価指標の導入を検討する。

（1）総合評価指標の項目

コピー用紙に係る総合評価指標については、適切な古紙パルプの配合を実現するとともに、上記 1 に示した古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプの考え方を踏まえ、以下の指標項目について評価を行うこととする。

○ 総合評価指標の項目

- 廃棄物の削減、資源の有効利用、森林保全の観点から 古紙パルプ配合率
- 森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用の観点から 森林認証材・間伐材パルプ配合割合、その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合
- 市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程における環境負荷低減の観点

から白色度【加点項目⁶⁾】

□ 省資源・軽量化、流通段階の環境負荷低減の観点から坪量【加点項目】

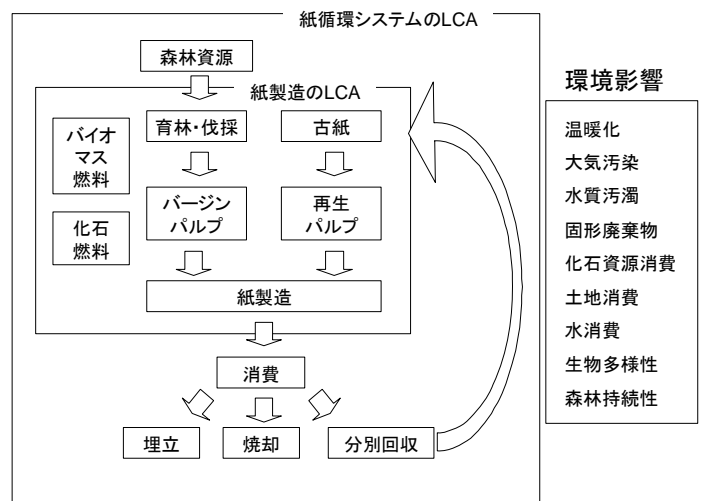
(2) 評価式及び配点

① 古紙パルプ配合率 (最高 80 点)

国連食糧農業機関 (FAO) の「世界森林資源評価 2005」によれば、世界の森林面積は約 39 億 5 千万 ha で、陸地面積の 30% を占めている。しかし、世界の森林面積は減少し続けており、2000 年から 2005 年までの間に、年平均 730 万 ha (我が国の国土面積の 2 割に相当) の森林が減少しており、特に、熱帯林を中心とした森林の急速な減少・劣化等が進行している。世界規模から地域規模までの様々なレベルにおいて森林の減少を食い止めることが喫緊の課題となっている。2007 年における我が国のパルプ材の 72% が輸入材であり、紙の原料の多くを海外の森林に依存していることは否めない。

このため、廃棄物の削減、資源の有効利用の観点、及び環境保全上重要な森林資源への需要圧力の緩和による公益機能の維持等の観点から、紙類及び紙製品へ古紙パルプの利用を極力推進していくことを最も重要かつ基本的な考え方としている。

特定調達品目検討会の古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会最終とりまとめに示されたとおり、バージンパルプと古紙パルプの環境負荷に関する循環システム全体を見据えた政策判断を行うための LCA 評価に当たっては、紙の廃棄処理を含めたシステム境界を考える必要がある。こうした境界の下で、使用済みとなった紙をリサイクルする場合と埋立や焼却する場合とを比較すると、リサイクルを行った場合の温室効果ガスを含めた環境影響がより小さいことが欧米の LCA 研究例にほぼ共通する結論となっている。



また国内においても、地球温暖化以外の多くの環境影響項目において、古紙パルプ配合の紙は、バージンパルプの紙に比べて環境負荷が小さいことが、多くの研究で明らかにされている⁷⁾。環境負荷の中で、特に温室効果ガスを取り上げると、化石燃料由来のCO₂は古紙パルプ配合率が高くなるにつれ、一般に、その製造段階での排出量が増える

⁶⁾ 事業者の環境負荷低減に向けた技術や製品開発力等を評価するために、環境負荷低減効果が一定基準を上回る場合に任意に点数を加算できる項目

⁷⁾ Tiedemann et al.(2001), "Life Cycle Assessments for Graphic Papers –Environmental comparison of recycling and disposal processes for used graphic paper, and of paper products for newspaper and magazine publishing and for photocopying", 中澤克仁、片山恵一、桂徹、坂村博康、安井至「非木材パルプ及び古紙パルプを配合した上質紙のライフサイクルインベントリー分析」紙パ技協誌 55(6)、838–852(2001)他

ことが報告されている。これは、バージンパルプの製造工程における副産物のバイオマス燃料の黒液が燃料として利用できる一方、古紙により製造した場合は、利用可能な副産物が乏しいためである。しかしながら、我が国の製紙メーカーにおいては、既にバイオマス燃料や廃棄物エネルギー利用の取組が進んでおり、今後さらにバイオマス燃料や廃棄物エネルギーの積極的な利用が見込まれるため、バージンパルプと古紙パルプのCO₂排出は将来的には同程度となっていくものと考えられている。

なお、中国を中心とした古紙の輸出については、昨年頃から漸減傾向に転じている。現在の円高や世界的な景気後退を背景に、当面減少傾向が続くことが想定され、国内における古紙の利用促進が引き続き必要となるものと考えられる。

このため、廃棄物削減、資源の有効利用、森林保全等の観点から古紙パルプ配合率 (x_1) を指標項目として設定するとともに、その評価式及び配点は、以下のとおりとする (図3)。

ここで、古紙パルプ配合率は70%~100%の範囲となるが、この場合の古紙パルプ配合率は生産時の製品ロットにおいて最低保証される配合率をいう。

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

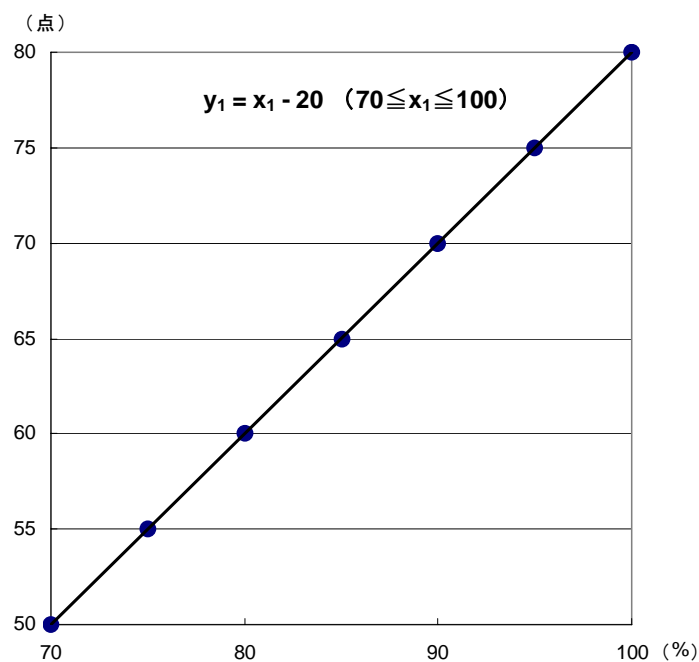


図3 古紙パルプ配合率の評価式・配点

② 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合 (最高 30 点)

森林認証材及び間伐材については、その重要性から、古紙と同等の環境価値を有するものと考えられる。

森林認証材：森林の有する多面的機能を総合的に発揮させる持続可能な森林経営については、国際的にもその推進の重要性が確認されているところであり、第三者機関が森林の管理・経営内容を適切な基準に照らし評価・認証する森林認証制度が展開されている。認証された森林から産出される木材を原料とした森林認証材パルプの利用は、持続可能な森林経営を推進するための有効な手段である。

間伐材：日本製紙連合会の環境自主行動計画において示されているとおり、森林保全、京都議定書の森林吸収源確保のための利用拡大が極めて重要な取組である。製紙メーカー各社も間伐材の利用拡大の方針を打ち出しており、こうした製紙メーカーの取組が評価されるよう、判断の基準に反映し、需要サイドから支援することが重要である。

このため、森林保全、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営の観点から森林認証材パルプ (x_2) 及び間伐材パルプ (x_3) の合計配合割合を指標項目として設定するとともに、その評価式及び配点は、以下のとおりとする (図 4)。

なお、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合は 0%～30%の範囲である。その他の持続可能性を目指したバージンのパルプを配合する場合でも、バージンパルプ全体の配合割合は最大 30%を超えることができない。ただし、古紙パルプ配合率は最低保証の配合率であることから、生産時の実配合率は製品ロットごとの管理標準値を最低保証の配合率より高めに設定することが想定される。このため、森林認証パルプ及び間伐材パルプの合計の配合割合 (y_2) は、全体から古紙パルプの最低保証の配合率 (x_1) を差し引いた割合で各補正した値を評価対象とする。

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

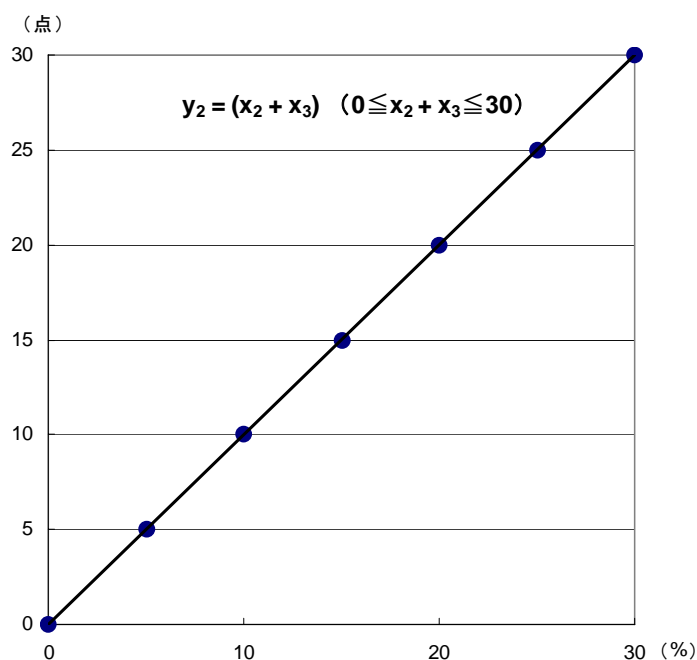


図4 森林認証材・間伐材パルプ配合割合の評価式・配点

③ その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合（最高15点）

森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させずに、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全などの環境的優位性や労働者の健康安全への配慮などの社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて利用されるパルプの普及は、持続可能な森林経営に向けた取組の着実な進展を図る上で、有効な手段である。

また、木材の有効利用、未利用資源の有効利用及び木材の再利用を通じた森林の保全に資する観点から、廃木材、建設発生木材、低位利用木材及び廃植物繊維の再・未利用木材を原料として使用することも重要な取組である。

このため、森林吸収源の確保、持続可能な森林経営、資源の有効利用等の観点からその他の持続可能性を目指したパルプ（ x_4 ）を指標項目として設定するとともに、その評価式及び配点を、以下のとおりとする（図5）。

なお、その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合は0%～30%の範囲で可能であるが、前述の森林認証材パルプ、間伐材パルプを合わせた配合割合の合計は最大30%である。ただし、上記②と同様に、古紙パルプ配合率は最低保証の配合率であることから、その他の持続可能性を目指したバージンのパルプの配合割合は、バージンパルプに占めるその他の持続可能性を目指したパルプの割合を全体から古紙パルプの最低保証の配合率（ x_1 ）を差し引いた割合で補正した値を評価対象とする。

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

$$y_3 = 0.5x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

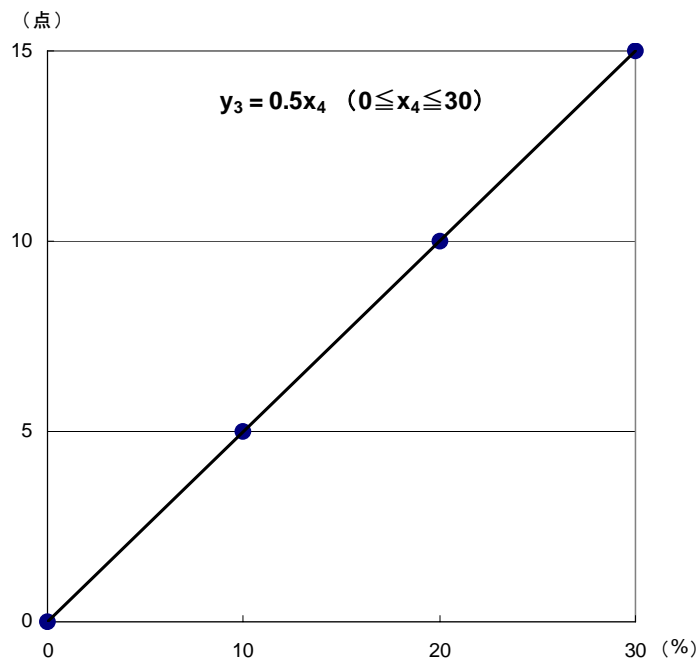


図5 その他持続可能性を目指したパルプ配合割合の評価式・配点

④ 白色度（最高 15 点）

今般の古紙偽装の原因究明のヒアリングを通して、製紙メーカー各社が白色度をはじめとして過度な品質競争を行っていたことが確認されている。すなわち、受注競争の激化の中で古紙パルプ配合率が同じであれば、より白く品質のよい紙が売れるということで、製品の品質向上の競争が進み、結果として品質的にさらに無理のある状況に陥っていた。

再生紙の白色度を上げるためには、さまざまな化学薬品を使用する。白色度が高まるにつれ、主に薬品使用に起因して CO₂ 及び SO_x、NO_x の排出も増加することが報告されている。このため、現行の判断の基準においては、新たな薬品の使用量を増加させないよう白色度の上限を定めていた。

他方、印刷・情報用紙の原料となる古紙の年間消費量についてみるとは、2006 年において模造色上が 199 万ト、新聞古紙が 477 万ト、雑誌古紙が 266 万トとなっている。これらの古紙のうち模造色上については、約半分が衛生用紙に利用されており、残りについても印刷・情報用紙として既に利用されている状況にある（図 6）。

今後、印刷・情報用紙への古紙の利用をさらに進めるためには、白色度の低い新聞古紙や雑誌古紙、ミックスペーパーなどの市中回収古紙の積極的な利用が必要となるものと考えられる。なお、現行の判断の基準を満足するコピー用紙の主要な古紙原料においても新聞古紙は利用されており、こうした市中回収古紙の利用をさらに環境負荷を増大

することなく進めるためには、白色度を高めることにより生ずる環境影響を抑制するような適切な評価を行うことが重要である。

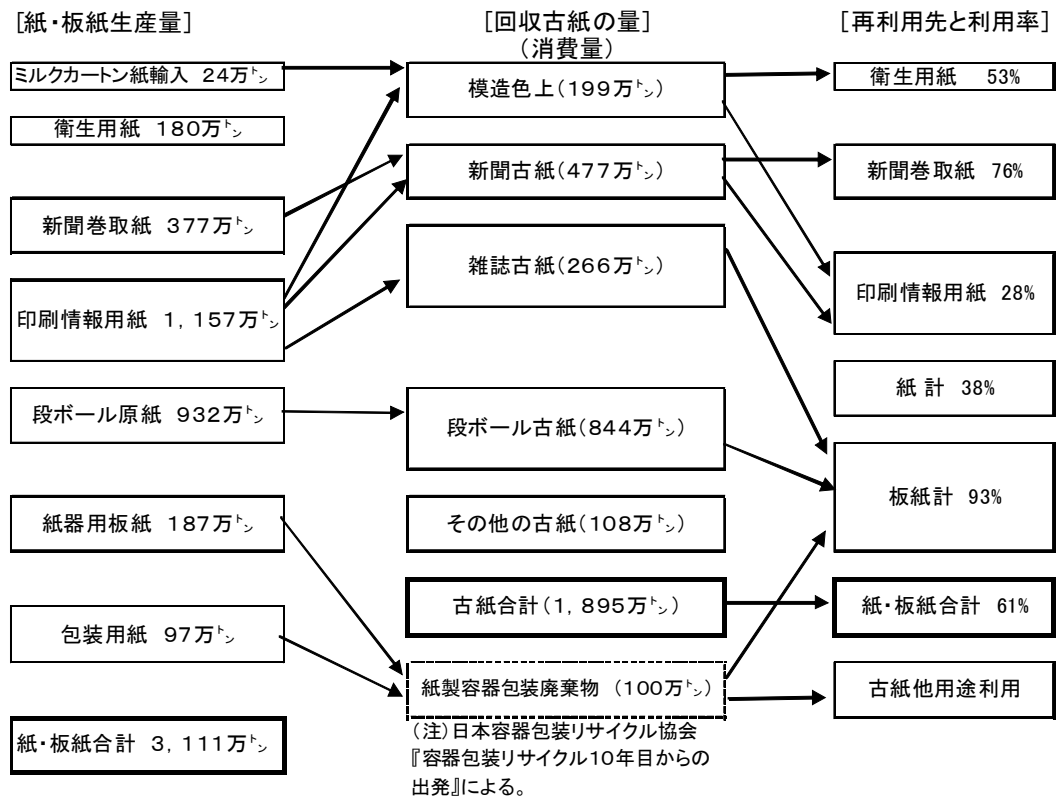


図6 品種別の古紙の再利用状況(2006年)

資料：経済産業省「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計」より日本製紙連合会作成

このため、脱墨等に伴う製造工程における環境負荷低減、市中回収古紙の利用促進の観点及び古紙偽装の要因の排除等を勘案し、白色度(x₅)を指標項目として設定するとともに、その評価式及び配点は、以下のとおりとする(図7)。

ただし、白色度は古紙の種類によっては、過度な漂白を行わなくても、高い白色度になる場合もあることから、白色度に係る指標については、今後新聞古紙や雑誌古紙、ミックスペーパーなどの市中回収古紙の積極的な利用を図るためのインセンティブとして、加算点の対象となる指標項目として設定することとした。もちろん、白色度については、色合わせの調整以外に故意に着色された場合(意図的に白色度を下げる場合)は加算対象とならない。なお、古紙の種類によって白色度が変動すること等について一般消費者の適切な理解を促すよう、情報提供を図ることとする。

白色度の評価は75%(程度)を下回るところから加点し、60%(程度)以下は最高点の15点とする。

$$y_4 = -x_5 + 75$$

$$(60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

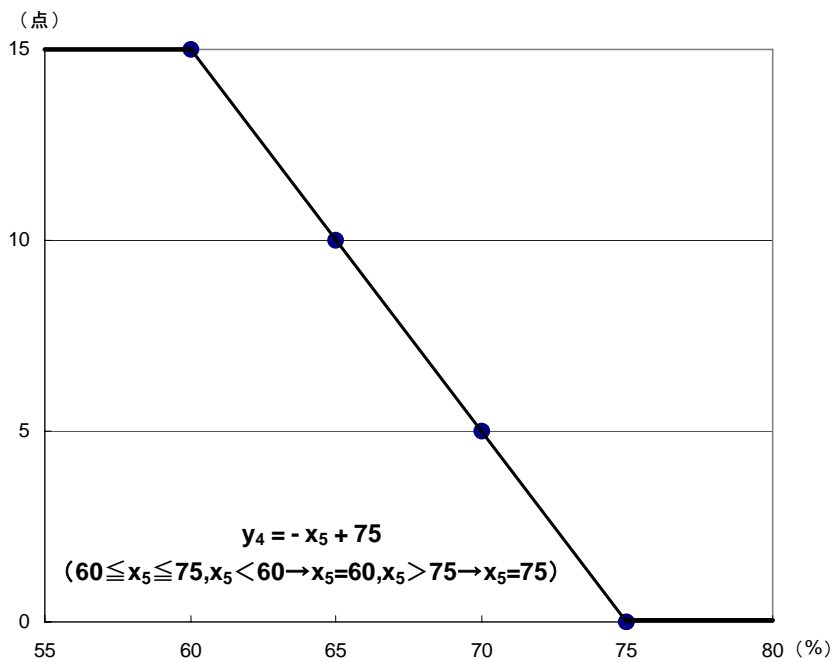


図7 白色度の評価式・加算点

⑤ 坪量（最高15点）

コピー用紙の坪量については、公称 $64\text{g}/\text{m}^2$ とされているが、製紙メーカーの製品ごとに若干の違いはあるものの、一般的には $64\text{g}/\text{m}^2$ より重くなっている場合が多くなっており、各メーカーの実坪量の中心は $66\text{g}/\text{m}^2$ 程度となっている（図8）。他方、最近では $64\text{g}/\text{m}^2$ より小さな坪量の製品も販売され始めたところである。

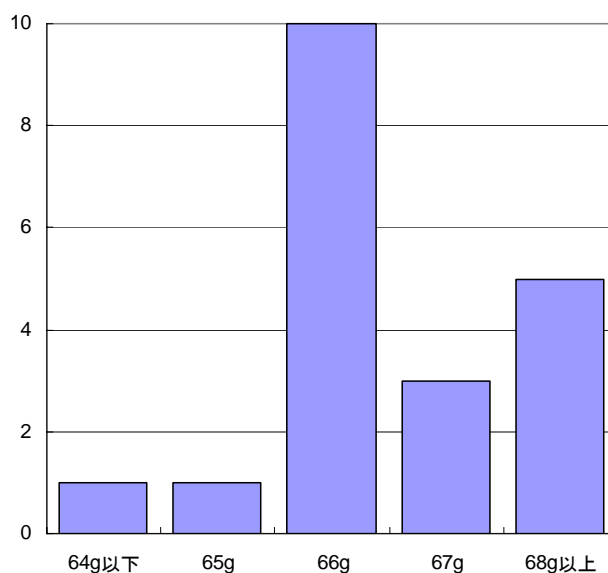


図8 コピー用紙の実坪量の分布（銘柄数）⁸

⁸ 主要製紙メーカーに対するヒアリング結果等により作成。坪量について幅をもって回答された銘柄については中

坪量を小さくすることは、パルプ使用量の削減による省資源、流通段階の環境負荷低減につながり、やむを得ず廃棄する場合においても紙ごみの削減となる。

このため、省資源・軽量化、流通段階における環境負荷低減の観点から坪量 (x_6) を指標項目として設定するとともに、その評価式及び配点は、以下のとおりとする(図9)。

ただし、坪量を小さくすることは、コピー機での通紙性能や裏抜けなど紙の基本的な品質確保に大きな影響を与える場合がある。また、一般に古紙は木材や非木材から直接作られたパルプより強度が劣ることから、古紙の使用による強度低下を防ぐため、紙を厚くして紙の嵩を出す等の処理を行うことによって、坪量が大きくなる場合もある。このようなことから坪量の削減は、十分な研究や技術開発を行いながら進めていく必要がある。

坪量の小さい用紙の生産を長期的に促すためのインセンティブとして、坪量を加算点の対象となる指標項目として設定することとした。

上記のとおり、現状の実坪量の中心は $66\text{g}/\text{m}^2$ 程度であることから、これを超える $68\text{g}/\text{m}^2$ より小さいところから加点し、 $62\text{g}/\text{m}^2$ 以下は最高点の15点とする。

$$y_5 = -2.5x_6 + 170$$

$$(62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

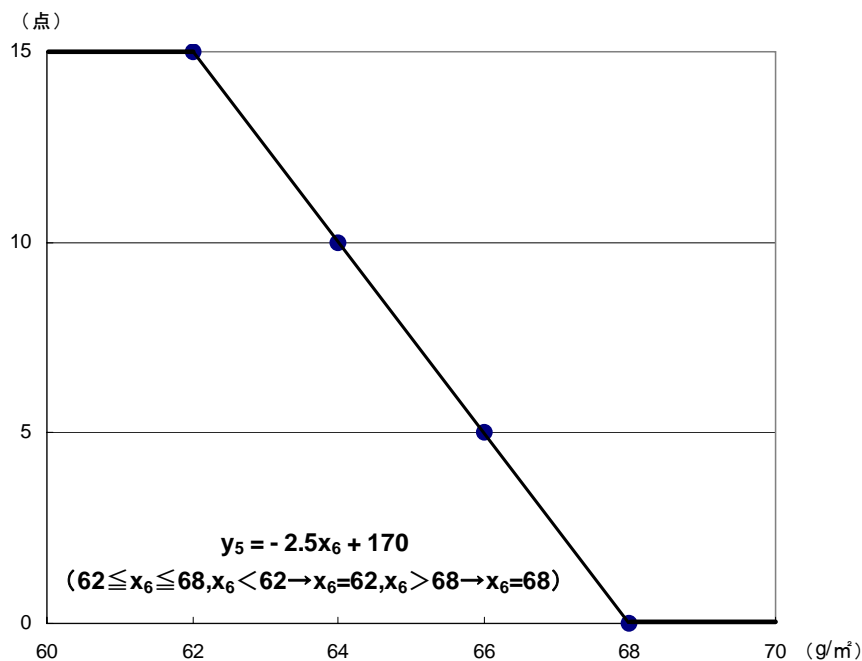


図9 坪量の評価式・加算点

央値、小数点以下は切り捨てとしている。なお、銘柄数であるため生産量とは異なることに留意が必要。

⑥ 総合評価指標

上記①～⑤の合計値である総合評価値が **80 以上を適合製品**とし、ただし、1年間の経過措置として、平成21年度においては**70 以上を適合製品**とする。平成22年度以降は、間伐材・森林認証材の供給状況等を踏まえ、**80 以上を適合製品**とすることを旨とするものとする。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5 \geq 80$$

また、総合評価指標を用いた具体的な評価例は表1のとおりである。

表1 総合評価指標の評価例

指標項目	①		②		③		④		⑤		⑥	
	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点	指標値	配点
古紙パルプ配合率	100 %	80.0 点	70 %	50.0 点	80 %	60.0 点	70 %	50.0 点	70 %	50.0 点	70 %	50.0 点
森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合	0 %	0.0 点	30 %	30.0 点	10 %	10.0 点	10 %	10.0 点	5 %	5.0 点	0 %	0.0 点
その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合	0 %	0.0 点	0 %	0.0 点	10 %	5.0 点	20 %	10.0 点	25 %	12.5 点	30 %	15.0 点
白色度	65 %	10.0 点	73 %	2.0 点	70 %	5.0 点	73 %	2.0 点	75 %	0.0 点	75 %	0.0 点
坪量	68 g/m ²	0.0 点	66 g/m ²	5.0 点	66 g/m ²	5.0 点	64 g/m ²	10.0 点	65 g/m ²	7.5 点	69 g/m ²	0.0 点
合計	—	90	—	87	—	85	—	82	—	75	—	65

注1：古紙パルプ配合率は最低保証配合率であるため、森林認証材パルプ・間伐材パルプの合計配合割合及びその他の持続可能性を目指したバージンパルプの配合割合は、全体から古紙パルプ配合率を差し引いた割合で各項目を補正。

注2：各指標の配点は小数点第二位を四捨五入。合計値は小数点以下を切り捨て。

⑦ 総合評価指標の表示内容

総合評価指標を消費者側からみると、複数の指標項目を評価するため直感的にはわかりにくいと判断される点もあるが、各指標の評価値・加算点及び総合評価値を表示することにより、消費者が環境価値を点数で簡単に評価することが可能となり、結果として使用目的と環境保全とのバランスを考えて製品間を比較することは容易になると期待される。

コピー用紙の各指標値・加算点及び総合評価値の表示内容は、以下のとおりとする。

【表示例】

<h1>総合評価値 80</h1>	・古紙パルプ配合率	: 0% △
	・森林認証材パルプ配合割合	: 0% △
	・間伐材パルプ配合割合	: 0% △
	・その他持続可能性を目指したパルプ	: 0% △
	・白色度	: 0% △
	・坪量	: 0g/m ² △

(3) 今後の検討課題

平成 21 年度からコピー用紙に係る総合評価指標を導入・試行する。現段階において想定される今後の検討課題を例示すると、以下のとおり。

- 判断の基準を満足するコピー用紙の供給状況を踏まえた適切な評価値の設定判断の基準を満足するコピー用紙の市場動向の把握・分析
- コピー用紙における試行結果を踏まえた、印刷・情報用紙への総合評価指標の拡大の可否の判断
- 製紙メーカー各社の取組状況を踏まえた、総合評価指標の指標項目・重み付けの検討及び適切な見直し

特定調達品目及び判断の基準等（案）（変更箇所抜粋）

2. 紙 類

(1) 品目及び判断の基準等

【情報用紙】

<p>コピー用紙</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>① <u>古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合割合、間伐材パルプ配合割合、持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ（森林認証材・間伐材パルプを除く）配合割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。</u></p> <p>② <u>バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。</u></p> <p>③ <u>製品に総合評価値及びその内訳（指標項目、指標値、評価値又は加算値）が記載されていること。</u></p> <p>④ <u>古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること。</u></p> <p>⑤ <u>塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m²以下であること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>① <u>古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。</u></p> <p>② <u>製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。</u></p> <p>③ <u>バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</u></p>
--------------	--

備考) 1 「持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ」とは、森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて利用されるパルプ、及び、資源の有効活用となる再・未利用木材（廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫害害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材）及び廃植物繊維）に対する調達するとの方針に基づいて利用されるパルプをいう。また、「その他の持続可能性を目指したパルプ」とは、森林認証材・間伐材パルプを除く持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプをいう。

2 「指標項目」とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合割合、間伐材パルプ配合割合、その他持続可能性を目指したパルプ配合割合、白色度及び坪量をいう。

3 「指標値」とは、備考4に示される x_1, x_2, x_3, x_4 の指標項目ごとの値をいう。「加算値」とは、備考4に示される x_5, x_6 の指標項目ごとの値をいう。「評価値」とは、備考4の y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 について示される式により算出された数値をいう。

4 総合評価値の各指標算出は次式による。

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + y_4 + y_5$$

$$y_1 = x_1 - 20 \quad (70 \leq x_1 \leq 100)$$

$$y_2 = x_2 + x_3 \quad (0 \leq x_2 + x_3 \leq 30)$$

$$y_3 = 0.5 \times x_4 \quad (0 \leq x_4 \leq 30)$$

$$y_4 = -x_5 + 75 \quad (60 \leq x_5 \leq 75, x_5 < 60 \rightarrow x_5 = 60, x_5 > 75 \rightarrow x_5 = 75)$$

$$y_5 = -2.5x_6 + 170 \quad (62 \leq x_6 \leq 68, x_6 < 62 \rightarrow x_6 = 62, x_6 > 68 \rightarrow x_6 = 68)$$

Y 及び $y_1, y_2, y_3, y_4, y_5, x_1, x_2, x_3, x_4, x_5, x_6$ は次の数値を表す。

Y : 総合評価値は y_1, y_2, y_3, y_4, y_5 の合計値を算出し小数点以下を切り捨てた数値

y_1 : 古紙パルプ配合率に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_2 : 森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_3 : その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合に係る評価値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_4 : 白色度に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

y_5 : 坪量に係る加算値を算出し小数点第二位を四捨五入した数値

x_1 : 最低保証の古紙パルプ配合率 (%)

x_2 : 森林認証材パルプ配合割合 (%)

$$x_2 = (\text{森林認証材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_3 : 間伐材パルプ配合割合 (%)

$$x_3 = (\text{間伐材パルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_4 : その他の持続可能性を目指したパルプ配合割合 (%)

$$x_4 = (\text{その他の持続可能性を目指したパルプ} / \text{バージンパルプ}) \times (100 - x_1)$$

x_5 : 白色度 (%)

白色度は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、±3%の範囲については許容する。ただし、ロットごとの色合わせの調整以外に着色された場合（意図的に白色度を下げる場合）は加点対象とならない。

x_6 : 坪量 (g/m²)

坪量は生産時の製品ロットごとの管理標準値とし、±5%の範囲については許容する。

5 各機関は、坪量の小さいコピー用紙は、複写機等の使用時に相対的にカール、紙詰まり、裏抜け等が発生するリスクが高まる場合がある点に留意が必要である。

6 判断の基準①の総合評価値については、平成 21 年度からの 1 年間は、経過措置として 70 以上を適合製品とする。平成 22 年度以降は、間伐材・森林認証材の供給状況等を踏まえ、80 以上を適合製品とすることを旨とする。

7 紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年 2 月 15 日）」に準拠して行うものとする。

ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成 18 年 4 月 1 日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

8 紙の原料となる間伐材の産出に係る確認を行う場合は、林野庁作成の備考 7 の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準じて定めるガイドラインで行うものとする。

9 間伐材の管理方法については、既存の森林認証制度のクレジット方式に準拠して整理し、原則として、工場単位のクレジット方式で行うものとする。

10 「クレジット方式」とは、森林認証材の例では、個々の製品に実配合されているか否

かを問わず、一定時期に製造された製品全体について、当該時期を通じた認証材と非認証材との調達量に応じて認証材が等しく使われていると見なす方式をいう。紙の場合は、複数の木材チップを混合して生産するため、製造工程において製品ごとの実配合を担保することが困難等の理由から採用されている。

ジアゾ感光紙	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none">①古紙パルプ配合率70%以上であること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものであること。③塗工量が両面で20g/m²以下であること。ただし、片面の最大塗工量は12g/m²とする。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none">①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。②バージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
--------	--

(2) 目標の立て方

各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める基準を満たす物品の重量（kg）の割合とする。

3. 文具類

(1) 品目及び判断の基準等

<p>文具類共通</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>○金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①、木質の場合は②、紙の場合は③の要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。</p> <p>①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。</p> <p>②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）が、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法なものであること。</p> <p>③次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。</p> <p>イ. 紙の原料にバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が使用される場合にあっては、原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>②材料に木質が含まれる場合にあっては、原料として使用される原木（間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源である木材は除く。）は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>③材料に紙が含まれる場合でバージンパルプ（間伐材及び合板・製材工場から発生する端材等の再生資源により製造されたバージンパルプを除く。）が原料として使用される場合にあっては、原料とされる原木は持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。</p> <p>注) 文具類に定める特定調達品目については、共通して上記の判断の基準及び配慮事項を適用する。ただし、個別の特定調達品目について判断の基準（●印）を定めているものについては、上記の判断の基準に代えて、当該品目について定める判断の基準（●印）を適用する。また、適用箇所を定めているものについては、適用箇所のみにより上記の判断の基準を適用する。</p>
<p>ダストブロワー</p>	<p>【判断の基準】</p> <p>●オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）が使用されていないこと。ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあっては、製品に、その取扱いについての適切な記載がなされていること。</p>